



鳥取県公報

平成18年 5月19日(金)
第 7 7 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例による委員の公募 (356) (総務課) 1
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (357) (福祉保健課) 1
	保安林の指定の解除 (358) (森林保全課) 2
	保安林の指定の解除予定 (359) (＃) 3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (24) 3
教委告示	平成19年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (7) (高等学校課) 3
公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況 (県民室) 6
	狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 7
	狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (＃) 9
	警備業法に基づく検定の実施 (警察本部生活安全企画課) 11
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 12

告 示

鳥取県告示第356号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号)第4条第1項の規定による公募をするので、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則(平成14年鳥取県規則第85号)第2条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年 5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

公募の期間 平成18年 6月 5日(月) から同月12日(月) まで

鳥取県告示第357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地又は名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成18年 5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富 675 - 1	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富 1029 - 2	平成16年4月5日
特定非営利活動 法人ワーカーズ コープ	東京都豊島区南大塚二 丁目33 - 10	ゆいまある	八頭郡若桜町若桜257	平成17年6月6日
社会福祉法人湯 梨浜町社会福祉 協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町 社会福祉協議会指定訪 問介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字長 瀬584	平成18年4月1日
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町 社会福祉協議会泊指定 通所介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085 - 1	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町 社会福祉協議会指定福 祉用具貸与事業所	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町 社会福祉協議会東郷指 定通所介護事業所	東伯郡湯梨浜町大字旭 83	〃
〃	〃	社会福祉法人湯梨浜町 社会福祉協議会指定訪 問入浴介護事業所	〃	〃

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の 名称	居宅介護支援事業所の 所在地	変更年月日
岩美町	岩美郡岩美町大字浦富 675 - 1	岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富 1029 - 2	平成16年4月5日
社会福祉法人湯 梨浜町社会福祉 協議会	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085 - 1	社会福祉法人湯梨浜町 社会福祉協議会指定居 宅介護支援事業所	東伯郡湯梨浜町大字泊 1085 - 1	平成18年4月1日

鳥取県告示第358号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市賀露町北一丁目1730の1
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鳥取県告示第359号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市用瀬町江波字一ノ谷1073の2、1074の2、1074の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第24号

平成18年第5回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年5月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年5月23日（火） 午後2時20分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
(1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
(2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

平成19年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成18年5月19日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成19年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針

鳥取県立高等学校入学選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成19年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学選抜

(1) 推薦入学選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学選抜を実施することができる。

なお、推薦入学選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。

ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、2分の1の範囲を超えて募集することができる。

ア 実施期日

平成19年2月9日（金）

イ 検査内容

(ア) 面接又は口頭試問は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 作文又は小論文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接又は口頭試問、作文又は小論文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成19年3月14日（水）に、一般入学選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成19年3月6日（火）及び7日（水）（学力検査は、平成19年3月6日（火））

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点をすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコ・スの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

エ 合格発表

平成19年3月14日(水)

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成19年3月22日(木)

イ 検査内容

(ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(イ) 学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコ・スの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成19年3月26日(月)

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 実施期日

平成19年3月1日(木)から同月27日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

(2) 選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それ

らの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第41条の規定により、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成18年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況

(件)

区 分	件数	処 理 状 況					
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存否応答拒否
公文書開示請求	118	70	50	0	0	6	0
任意的開示の申出	18	15	2	1	0	0	0
合 計	136	85	52	1	0	6	0

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知事（知事部局）	防災局	0	0
	総務部	36	2
	企画部	0	0
	文化観光局	0	1
	福祉保健部	21	3
	生活環境部	19	9
	商工労働部	5	0
	農林水産部	8	1
	県土整備部	15	3
	出納局	0	1
	小 計	104	20
知事（企業局）	1	0	
教育委員会	10	0	
公安委員会	0	0	
警察本部長	8	10	
選挙管理委員会	0	0	

人事委員会	1	1	2
監査委員	4	0	4
労働委員会	0	0	0
収用委員会	3	0	3
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	1	0	1
鳥取県住宅供給公社	1	0	1
鳥取県土地開発公社	1	0	1
合 計	134	31	165

(注) 1の件数欄の数と2の合計欄の数が異なるのは、1件の請求が2つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳

(件)

請 求 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	61	0	61
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	23	0	23
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	32	0	32
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの	2	0	2
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	18	18
合 計	118	18	136

4 不服申立ての件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成18年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実施期日	時間	場 所
平成18年7月9日(日)	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第11会議室ほか
平成18年7月23日(日)	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成18年9月3日(日)	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所新館第202会議室ほか

3 試験

(1) 科目

- ア 適性試験(視力、聴力及び運動能力)
- イ 知識試験(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)
- ウ 技能試験(猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けていない者にとっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚(受験票返送用)

5 申込受付期間

平成18年6月1日(木)から各会場ごとに次に掲げる期限日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成18年6月23日(金)
- (2) 鳥取会場 平成18年7月7日(金)
- (3) 倉吉会場 平成18年8月18日(金)

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成15年環境省令第13号)第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
- イ その他の者 4,300円

(2) 網・わな猟免許((1)に掲げるものを除く。)、第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの

- ア 法第49条各号に掲げる者 4,000円
- イ その他の者 5,300円

(3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 県主催の狩猟者養成講習会(受講料無料)の参加希望者は、受験申込みの際に申し出ること。

(2) 詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地进行を所管する総合事務所にお問い合わせのこと。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9320
日野総合事務所保健衛生課	689-4503	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2038

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成18年5月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成18年8月1日(火) から同月4日(金)まで	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市(平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。)又は岩美郡岩美町に住所を有する者
平成18年8月8日(火) から同月11日(金)まで	午前9時から 午後1時まで	八頭郡八頭町宮谷80 八頭町郡家中央公民館大集会室	鳥取市(平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。)又は八頭郡に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成18年8月7日(月) 及び同月8日(火)	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市(同市関金町を除く。)又は東伯郡三朝町に住所を有する者
平成18年8月9日(水) 及び同月10日(木)	午前9時から 午後1時まで	東伯郡北栄町由良宿2048 鳥取県園芸試験場講堂	倉吉市関金町又は東伯郡湯梨浜町、北栄町若しくは琴浦町に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成18年8月23日(水)から同月25日(金)まで、同月28日(月)及び同月29日(火)	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

(4) 日野総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成18年7月25日(火)及び同月26日(水)	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 鳥獣の判別
- ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟について必要な適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けていない者にとっては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成18年7月3日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期限日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 東部総合事務所管内(8月1日から4日まで実施分)平成18年7月21日(金)

〃 (8月8日から11日まで実施分)平成18年7月28日(金)

(2) 中部総合事務所管内 平成18年7月28日(金)

(3) 西部総合事務所管内 平成18年8月11日(金)

(4) 日野総合事務所管内 平成18年7月14日(金)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857 - 26 - 7872）又は住所地を所管する総合事務所に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680 - 0061	鳥取市立川町六丁目176	0857 - 20 - 3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682 - 0802	倉吉市東巖城町2	0858 - 23 - 3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683 - 0054	米子市鞆町一丁目160	0859 - 31 - 9320
日野総合事務所保健衛生課	689 - 4503	日野郡日野町根雨140 - 1	0859 - 72 - 2038

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成18年5月19日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 検定の種別及び級

交通誘導警備 2級

2 実施日時

平成18年8月26日（土）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

東伯郡北栄町由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場

4 受検定員

40名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成18年6月26日（月）から同年7月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の日の午前8時30分か

ら午後5時30分まで

8 検定申請書の提出先等

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は申請期間の途中であつても締め切る。また、郵送による検定申請書の提出は、認めない。

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し））
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面（所定の様式によること。）
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年5月19日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成18年6月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成18年6月27日 午後1時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階執	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

午後4時30分まで

行部控室

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

